

第17回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年5月26日（火）9：00～9：15
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市危機管理監、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 2 ～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」 について

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第17回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 2～命と健康を守るために～」について、総括部から説明をお願いします。
（清水防災対策部副部長）資料に沿って説明
- ・本県では、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、翌15日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針を公表し、県民の皆様や事業者の皆様に、緊急事態宣言解除後に取り組んでいただきたいことをお示ししてきたところである。
- ・三重県指針の実施期間は、緊急事態宣言がすべての都道府県で解除されるまでの間としていたところであるが、昨日25日に全国で、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえて、新たに県民や事業者の皆様に取り組んでいただきたい内容を、国の基本的対処方針等に基づき本日三重県指針 ver. 2として、お示しさせていただくものである。
- ・この三重県指針 ver. 2の実施期間は、新しい生活様式の定着を目指し、県民の皆様に地道で息の長い取り組みの実践をお願いするものであることから、終期はあえて設定しないが、第2波の到来など状況に変化があった場合には

適時、見直しを行うこととしている。

- ・以降は具体的な内容について説明させていただく。
- ・新しい生活様式を取り入れた感染防止対策の徹底については、前回から変更せず、皆様に引き続き取組をお願いする。
- ・移動に関する感染防止対策については、活動レベルを引き上げていくため、段階的に緩和することとしている。
- ・県民の皆様に対しては、本日5月26日から5月31日までの間は県外については不要不急の移動は控えていただくこととし、県内については、クラスターが発生しているような場所や、3つの密が発生する場所への移動はお控え頂くようお願いする。
- ・6月1日から18日までの間は、北海道、千葉、埼玉、東京、神奈川については、引き続き不要不急の移動は控えていただくようお願いする。それ以外の府県への移動については、新しい生活様式を心掛けた行動をお願いする。
- ・6月19日以降については、県内、県外を問わず新しい生活様式を心掛けた行動をお願いする。
- ・県外にお住いの皆様には、本日から5月31日までの間は、いずれの県の皆様にも本県への不要不急の移動はお控えいただくようお願いする。
- ・6月1日から18日までの間は、北海道、千葉、埼玉、東京、神奈川の皆様には引き続き本県への移動を控えていただくようお願いする。
- ・6月19日以降については、いずれの県の皆様にも、お住まいの地域の移動に関する方針にご留意いただくとともに、新しい生活様式を心掛けた行動をお願いする。
- ・イベント開催については、段階的に要件を緩和することとしており、概ね3週間ごとに期間を分けている。
- ・それぞれの期間に応じた参加人数と収容率等の目安は、屋内、屋外別に表にお示ししたとおりであるが、あわせて表の下に記載してあるとおり、開催規模にかかわらず、基本的な感染防止対策を講じていただくことやイベント前後での交流の場の設定も控えていただくこともお願いする。
- ・プロスポーツ等の全国的な人の移動を伴うイベントについては、6月18日までは中止または延期を、6月19日から7月9日までは無観客での開催をお願いする。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催について、地域で行われる盆踊りなどの移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止対策を講じた上での開催をお願いする。ただし、6月18日までは屋内では100人以下かつ収容定員が半分以下で、屋外では200人以下かつできるだけ人と人の距離を確保したうえでの開催をお願い

する。

- ・全国からの参加が見込まれる行事や、参加者・見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては中止の検討をお願いする。
- ・イベントの開催に係る留意点について、密閉された空間での発声や、近接した距離での会話などが想定されるイベントの開催にあたっては、人数や定員収容率に関わらず慎重に検討いただくことをお願いする。
- ・事実に基づく冷静な対応については前回から変更はない。
- ・感染防止対策と社会経済活動維持の両立について、県内事業者の皆様へのお願いは基本的には前回からお願いしている内容と同様であるが、これまでクラスターが発生しているような施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどの実践を強くお願いすることを追記してある。
- ・感染拡大の第2波発生への備えについては、これまでお示ししてきたモニタリング指標に基づき、引き続き安全状況等のモニタリングを行い、対策を実施することとなった際にはご協力をお願いすることとしている。

(服部危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について、質問のある方は挙手をお願いする。

(質疑無し)

議題2 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・本日で、4月7日から全国に発令された緊急事態宣言が約50日ぶりに解除されるという一つの節目を迎えた。
- ・また三重県は、昨日までで県民の皆様、医療従事者の皆様のご協力によって、1カ月新規感染者が0人である。
- ・しかし、完全な終息をみていないことから、これからもコロナと共存せざるをえない時期が続く。そのことを念頭に、引き続き気を緩めることなく新しい生活様式、新しい仕事の仕方などに発想を転換しながら取組みを進めて欲しい。
- ・指示事項を8点述べる。
- ・今回改定した「三重県指針」ver.2は、今後、県民や事業者の皆様にご地道で息の長い取組の実施をお願いするものであるため、各部局があらゆるネットワーク等を駆使して、早急かつ丁寧に周知すること。また、感染拡大防止と社会経済活動維持を両立できるよう、きめ細かく関係機関と連携して取り組むこと。
- ・5月末までは県境を越えた不要不急の移動を控えるよう、また、それ以降も6

月18日までは5都道府県への不要不急の移動は控えるよう、県民の皆様・事業者の皆様に対してしっかりと呼びかけること。

- ・現在、各事業者は関係団体が作成した業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を実施している。各団体の所管部局においては、相談があった場合等には丁寧に対応すること。

また、感染拡大防止及び事業継続の観点から、団体に所属していない店舗や事業者の方に対しても丁寧に対応すること。

- ・6月1日から県立学校が通常授業となる。不安もある子どもや保護者もいるので、子どもたちの安全・安心をしっかりと確保すること。

登校できない児童生徒がいる場合には、一人ひとりに寄り添い丁寧に対応すること。

部活動について、全国大会が中止となるなか、子どもたちが活躍できる場について、関係団体と早急に検討し、方向性を出すこと。

- ・全都道府県を対象とした緊急事態宣言の解除を受け、日本全国が感染拡大の防止を図りながら社会経済活動を再開させるフェーズへと突入した。「命」と「経済」の両立を目指す『みえモデル』を5月末までに取りまとめること。
- ・県内観光の振興から県外誘客へ移行するという段階的な観光振興の方向性が示されたことから、安全で安心して旅行できる観光地の再建に向けて、事業者に寄り添いながら取り組むこと。また、感染拡大防止対策のためのガイドラインの手引きについて、5月末までに作成すること。
- ・感染された患者の方、そのご家族や勤務先、仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不快な思いをしたり、差別や偏見を受けたりすることは、あってはならない。

各部局においては、あらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。

- ・6月から在宅勤務システムの導入などの勤務環境整備も進むことから、各所属においては、感染を防止しながらも、業務との両立を図れるよう、業務体制の見直しを徹底して進めること。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いします。
- ・以上で本部員会議を終了する。